

# 企画競争説明書

業務名称：セネガル国セネガル川流域コメバリューチェーン  
強化プロジェクト

調達管理番号：21a00815

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年11月10日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年2月 ～ 2027年4月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年2月 ～ 2023年5月

第2期：2023年6月 ～ 2025年5月

第3期：2025年6月 ～ 2027年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の

上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 第1期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の30%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

##### 第2期

- 3) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 4) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

##### 第3期

- 5) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 6) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者 : 【野村 純子 [Nomura.Junko2@jica.go.jp](mailto:Nomura.Junko2@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年

規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「セネガル国セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト終了時評価及びセネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 21a00070)の受注者(センティノス・インコーポレイテッド)及び同業務の業務従事者

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

### 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」
- 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

### 7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2021年11月18日 12時
- (2) 提出先: 上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。  
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法: 2021年11月25日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限: 2021年12月10日 12時
- (2) 提出方法:  
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
(件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説

明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

- ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）
      - 本邦研修に係る経費
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
    - a) CARD 広域研修：20,000,000 円
      - 第1期：4,000,000 円（1 回分）
      - 第2期：8,000,000 円（2 回分）
      - 第3期：8,000,000 円（2 回分）
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) 現地通貨 =0.19818 円
    - b) US\$ 1 =111.364 円
    - c) EUR 1 =130.000 円
  - 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
    - PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
    - 契約交渉の段階で確認致します。
  - 6) その他留意事項
    - 特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／稲作開発
- b) コメバリューチェーン

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 26.5 人月

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年12月28日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること



とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.3 その他留意事項

### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：稲作開発に関する業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／稲作開発

➤ コメバリューチェーン

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／稲作開発）】

a) 類似業務経験の分野：稲作開発に係る各種業務

b) 対象国・地域又は類似地域：セネガル国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語（仏語もできれば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。なお仏語の評価は、評価表のその他学位・資格等で加点する。

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 コメバリューチェーン】

a) 類似業務経験の分野：コメのバリューチェーン改善に係る各種業務

b) 対象国・地域又は類似地域：セネガル国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語（仏語もできれば望ましい※）

※英語・仏語両方の資格を有する場合、両方の証明書を提出すること。なお、仏語の評価は、評価表のその他学位・資格等で加点する。

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

**3 プレゼンテーションの実施**

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。なおプレゼンテーション及びその資料は日本語とします。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>( 34 )</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／稲作開発</u>	<b>( 27 )</b>	<b>( 11 )</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>( - )</b>	<b>( 11 )</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>( 7 )</b>	<b>( 12 )</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：コメバリューチェーン</b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年12月15日（水） 10：30～12：30  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - a) Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - b) 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上



## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「セネガル国セネガル河流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

セネガル共和国（以下、セネガル）における農業セクターは、GDPの約15%（世銀、2019）を占め、全労働者のうち約29%が従事する（世銀、2020年）、重要な産業の一つである。特に同国の主食の一つであるコメの増産は農業セクターにおいて重要な課題となっている。セネガルは西アフリカ地域の中でも有数のコメ消費国であるが、国産米の供給量は国内需要量の伸びに追いついていない。そのため、セネガルは現在もコメの供給を輸入に頼っており、国内の年間コメ生産量は770,872トン（2019年、FAO）であるのに対し、年間コメ輸入量は892,088トン（2019年、FAO）に達する。このようなコメの輸入超過は国際収支の不安定化という経済面だけでなく、同国の食料安全保障にも影響を与えており、2008年の世界食料価格危機の際には、輸入米価格の高騰からデモが発生し、政治不安にまで発展した。このため、セネガルの稲作振興及びコメ自給の達成は、同国の経済及び食料安全保障の両観点から重要な課題となっている。同国の「農業開発加速化プログラム（Programme d'Accélération de la Cadence de l'Agriculture Sénégalaise）（以下、PRACAS）」（2014-2017年）においても、コメを経済成長における戦略上重要な作物として、粳ベースで2017年までに160万トン、2019年に開始されたPRACAS2では2022年までに210万トンの生産目標を掲げている。

北部セネガル河流域地域は、セネガル川の豊富な水資源に支えられ灌漑稲作が広く行われており、国内有数のコメ生産拠点となっている。セネガル政府も同地域をコメ生産の戦略的拠点として位置づけており、PRACASにおいては粳生産目標の約60%を北部セネガル河流域地域が担う計画としてきた。これらの計画、目標達成を支援すべく、同地域においては円借款「セネガル河流域灌漑稲作事業」が2021年1月にLA締結されている。

同地域においては、未熟な生産技術や脆弱な灌漑施設維持管理体制、非効率な機械サービス及び物流などが課題となり、コメ自給は未だ達成されていない。特に、コメバリューチェーンの関係者間の連携強化は、同地域での更なる稲作振興に不可欠であることが指摘されている。本プロジェクトの前フェーズとしてJICAが実施してきた「セネガル河流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト（以下、PAPRI2）」（2016-2021年）においても、生産量増大の鍵となりう

る二期作が進まないボトルネックとして、コメバリューチェーンにおけるモノ・カネの流通や情報の共有、アクセスの不足が挙げられている。

係る状況下、セネガル政府は「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。本プロジェクトは、前フェーズである PAPRIZ2 で得られた協力成果の面的展開及び実施体制の更なる強化を行い、稲作生産性向上とコメバリューチェーン強化を目指す。具体的には、これまでダガナ県とポドール県を対象に行われてきた稲作技術普及と灌漑維持管理を新たにマタム県で実施し、更に、ダガナ県とポドール県ではコメの流通促進支援を新たに追加実施することで、セネガルの稲作重点地域の一つである北部セネガル川流域地域において更なる稲作振興を達成し、ひいては同国のコメ自給達成に貢献するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト

#### (2) プロジェクトサイト・対象地域名

サンルイ州（ダガナ県・ポドール県）、マタム州（マタム県）

#### (3) 協力期間

2022年3月～2027年2月（5年間）

#### (4) 事業実施体制

責任機関：農業・農村施設省（MAER）

実施機関：セネガル川デルタ・セネガル川ファレメ流域整備開発公社（SAED）

#### (5) プロジェクトの目的

本プロジェクトの目的は、ダガナ県、ポドール県、マタム県において、コメの生産技術の展開とバリューチェーンの改善、および実施機関である SAED の能力強化を行うことにより、対象地域におけるコメの生産量及び収益性の向上を図り、もってセネガル川流域における生産量及び収益性の向上と、域外への流通量の増大に寄与することである。

#### (6) 上位目標

セネガル川流域におけるコメの生産量と収益性が向上するとともに、域外への流通量が増大する。

## (7) プロジェクト目標

プロジェクト対象地域におけるコメの生産量及び収益性が向上する。

## (8) 期待される成果

成果1 マタム県においてコメの生産技術が普及される。

成果2 ダガナ県、ポドール県においてコメバリューチェーンが改善される。

成果3 SAEDのセネガル川流域におけるコメの生産技術普及と包括的コメバリューチェーン開発のための実施能力が強化される。

## (9) 活動

### 【成果1にかかる活動】

1-1 パイロット地区で、PAPRIZ2が推奨したコメ生産技術（種子生産、栽培カレンダー、稲栽培技術、水管理、精米、農業機械）を検証する。

1-2 検証結果に基づき、PAPRIZ2で作成したガイドラインを更新する。

1-3 ガイドラインに沿って、パイロット地区に加えてパイロット地区以外への普及活動を展開する。

### 【成果2にかかる活動】

2-1 関連組織（SAED、セネガル農業銀行（LBA）、ユニオン／経済利益グループ（GIE）、精米業者）間のコメの流れを分析するとともに、収益向上を阻む要因を把握し、コメバリューチェーン改善策を提案する。

2-2 糶の流れを把握するための情報共有システムを構築する。

2-3 コメバリューチェーンの改善策をパイロット地区で検証する。

2-4 検証結果に基づき、関係者間の収益改善のための効率的な経済モデル（営農計画）を提案する。

2-5 経済モデルの普及に向け、コメバリューチェーンに関する組織能力強化を行う。

### 【成果3にかかる活動】

3-1 関係機関と連携し、コメバリューチェーンタスクフォースを設立する。

3-2 プロジェクト対象地域（マタム県、ダガナ県、ポドール県）におけるコメ生産技術普及にかかる年次活動計画の策定を支援する。

3-3 ダガナ県、ポドール県を対象としたコメバリューチェーン促進戦略およびコメ生産性向上にかかる年次活動計画の策定を支援する。

- 3-4 プロジェクト対象地域における年次活動計画の実施状況をモニタリングし、年次評価結果を取りまとめ、活動計画の見直しを提言する。
- 3-5 モニタリング結果に基づき、グッドプラクティスと教訓を取りまとめ、プロジェクト終了後のセネガル川流域におけるコメバリューチェーン開発にかかる実施計画を策定する。
- 3-6 近隣の中西部アフリカ諸国への研修プログラムを実施し、研修能力強化と技術的専門知識の交換を行う。

#### 第4条 業務の目的

「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（Record of Discussion：R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第3条（5）の事業目的を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

- （1）本業務は、2021年11月上旬に締結見込みのR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に記載する業務を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発言を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。
- （2）コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がセネガル側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- （3）コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、セネガル側関係者に説明・協議の上、提出する。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

- （1）前フェーズの協力成果の活用

PAPRIZ2において策定されたセネガル川流域灌漑稲作開発戦略案（マスタープラン）およびこのマスタープランに基づく現地関係者の活動状況を十分確認し、これを踏まえた活動とする。また、PAPRIZ2ではマスタープランの他、ダガナ県、ポドール県において灌漑、農業機械化、収穫後処理、二期作システム開発等稲作技術に係る幅広い能力強化が実施されてきており、ここで培われた教材、ガイドライン等については、マタム県における活動に最大限活用すること。また、バリューチェーンの改善に加え、農業機械導入の適正化、灌漑区におけるポンプ管理の適切な実施に課題があることが基本計画策定調査では明らかとなっており、この改善に向けた技術支援についての期待も高い。

## (2) 詳細計画策定フェーズと本格活動実施フェーズについて

本プロジェクトに先立ち、2021年7月から8月にかけて実施された基本計画策定調査によりプロジェクトの基本的な枠組みが策定されたが、この調査においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地踏査を通じた詳細な調査は実施できていない。各対象県の稲作およびコメバリューチェーンにかかる諸条件については、上記マスタープランで整理されている情報に加え、本プロジェクトにおける調査、および(3)に示す通り、詳細計画策定調査を行った上で、適切な活動スコープに調整することを想定している。

本事業は全体で5年間の協力期間であるが、詳細計画策定フェーズと本格活動実施フェーズに分けて実施する。開始後約1年を詳細計画策定フェーズとし、成果1にかかる活動としてPAPRIZ2で実施した稲作に係る技術支援をマタム県にて展開するとともに、成果2、3にかかる活動に関しては、ダガナ県、ポドール県におけるコメのバリューチェーンに関わるステークホルダーの洗い出しと現状調査・分析を行い、本格活動実施フェーズにおける活動内容についてC/Pと十分な協議を行う。またこの際、先方政府の自主的な事業の持続性を確保すべく、C/P特にSAEDが関与する他事業および以下(4)に示すJICA事業との連携を含め、無理のない活動スコープ案となるよう積極的にC/Pに対して助言を行う。尚、業務実施は3期に分けて実施することを予定しており、詳細計画策定フェーズを第1期とし、本格活動実施フェーズを第2期および第3期として実施する。

## (3) 調査の実施

本格活動実施フェーズ開始前の2022年度末頃に、発注者により詳細計画策定調査が実施される予定である。また、必要に応じて2024年度末に中間レビューや2026年度に終了時評価の実施も想定される。受注者は発注者の求めに応じ同調査に必要な情報の提供及び協力を行うこと。

## (4) 他のJICA事業との連携

円借款「セネガル川流域灌漑稲作事業」が2021年1月にLA締結され、ダガナ県およびポドール県において灌漑及び関連施設の拡充・改修と農業機械の調達、灌漑施設の維持管理体制強化、および生産者組織への技術支援・体制強化を実施予定である。実施機関は本プロジェクトと同様SAEDであり、効果的な連携が望まれる。詳細計画策定フェーズにおいては、円借款事業で実施すること、本プロジェクトで実施すること、連携に向けた方策およびデマケに係るSAEDの想定を確認するとともに、その妥当性と実施可能性について検討を行う。

また、セネガルはCARD<sup>2</sup>の枠組みの中で、中西部アフリカ地域の広域協力拠点国に位置づけられている。本プロジェクトでは、成果3の活動とし

---

<sup>2</sup> アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development：CARD）」は、サブサハラ・アフリカのコメの生産量を10年間で倍増することを目標に、2008年に

て、C/P の研修能力強化を目指し中西部アフリカ諸国の稲作関係者をセネガルに招く形で CARD 広域研修を実施する。なお、PAPRIZ2 においては同様の研修が計画されていたものの新型コロナウイルスによる渡航規制の影響により実現しなかったため、同プロジェクトにおいて整備された教材等を活用して実施することが望ましい。

#### (5) 他ドナーとの連携

イスラム開発銀行 (IsDB) は 2017 年より Regional Rice Value Chain Program (RRVCP) を中西部アフリカ地域の 10 か国 (セネガル含む) で実施している。IsDB との連携について、PAPRIZ2 でも協議を行っており、本プロジェクトにおいても継続的に検討する。受注者は、検討状況を把握し具体的な連携案についての検討にあたっては、実施体制等に係る C/P との協議、および発注者と IsDB で実施する意見交換の場に同席するなどの支援を行う。また、成果 3 の活動に含まれる各県における年度別活動計画の策定支援においても、IsDB との効果的な連携を含められるよう助言と調整を行う。

#### (6) Africa Open Innovation Challenge 実証事業成果の取り込み

PAPRIZ2 では、JICA が実施した Africa Open Innovation Challenge<sup>3</sup>の一環として、「農業普及員向けタブレットの有効活用」と「季節予報システムによる天水稲作の意思決定」の 2 つの実証事業を実施し、一定の成果が認められている。デジタルツールの活用による業務改善、体制強化にかかる検討を継続する。こうした新たなツールの導入・展開に係る C/P からの期待は高く、その運用可能性について十分検証を行った上で、本格活動実施フェーズにおける活動へ反映していく。また、これら事業に限定せず、SAED においては、組織内における情報管理およびバリューチェーン関係者間における情報共有にかかる解決に向けて ICT (Information Communication Technology) 利活用に対する期待が大きく、各成果の達成に資すると思われる業務改善等の提案があれば各活動の中で助言を行うこととする。

#### (7) ジェンダー・環境配慮

コメの生産・収穫後処理・流通過程には女性が多く従事しており、セネガル側はジェンダーに配慮した実施を特に重視している。活動の実施に当たって

---

JICAが立ち上げた国際イニシアティブ。2018年にコメ生産倍増を達成し、2019年には2030年までにさらなるコメ生産量倍増を目標とするCARD2 (CARDフェーズ2) が発足した。

<sup>3</sup> 農業普及員向けタブレットの有効活用 : <https://openinnovation-2020.com/senegal-tablet/progress.html>

季節予報システムによる天水稲作の意思決定 : <https://openinnovation-2020.com/senegal-climate/progress.html>

は研修への女性の参画を促す等ジェンダー配慮を十分行った上で実施すること。

#### (8) 本邦研修及び第三国研修の実施

本プロジェクトでは本邦研修及び第三国研修の実施を想定している。本邦研修は、第1期、第2期、第3期に稲作技術移転及び情報交換、またバリューチェーン構築の効果的アプローチ事例に係る知識習得を目的として実施する。対象者はSAED職員を中心として調整することとし、各期1回、各回5名程度、期間は2週間程度とする。なお、本邦研修の参加者は準高級研修員を想定するが、各対象地域代表機関職員の参加についてもC/Pと検討する。

また、稲作技術にかかる第三国研修についても第2期、第3期に実施する。対象者はSAED職員および対象地域代表機関職員、普及員を想定し、各期1回、各回10名程度、期間は3週間程度とする。実施国はエジプトを想定しているが、発注者とも相談の上決定すること。

#### (9) 広報

本プロジェクトの実施においてはセネガル政府関係機関のみならず、民間セクターや他ドナーとの連携促進が重要である。業務実施にあたっては、本プロジェクトの成果を日本とセネガルに幅広く発信することとし、新聞、TV、ラジオ、SNS等を含むWEBサイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報活動を行うこと。また、発注者が行うCARDに係る広報活動への協力やODA見える化サイトへの掲載材料の提供など、発注者の求めに応じて必要な協力を行うこと。

#### (10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に本プロジェクトにおいては関係者および潜在的関係者が多岐にわたり、詳細計画策定フェーズを通して十分な状況把握と整理が必要となる。この点を踏まえて、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (11) 供与機材

セネガル側が既に所有している機械および、PAPRIZ2で導入した籾摺り機、草刈機、脱穀機等の農業機械の効果的な継続運用を想定している。なお、追加的な機材供与についてはその必要性和、他事業との連携可能性等を含む投入妥当性の検証を行う。

## 第7条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。

### 【詳細計画策定フェーズ（第1期契約期間）】

#### （1）ワーク・プラン（第1期およびプロジェクト全体概要）の作成

本プロジェクトにかかる基本計画策定調査報告書、PAPRIZ2 報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、ワーク・プラン原案（第1期）（仏文）に取りまとめる。セネガル側関係者とキックオフミーティングを行い、ワーク・プラン原案を説明し、第1期で想定されるスコープを共有する。ワーク・プランについては、上記ミーティングを踏まえた上で原案の修正版を作成し、セネガル側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、合意する。キックオフミーティングでは、セネガル側関係機関、他ドナー、民間セクターなども含めて広くコメントを求め、業務実施の参考とする。特に他プロジェクト、民間セクターとの成果活用の可能性や重複について十分に確認し、効率的な業務となるよう協議する。

#### （2）ベースライン調査の実施と取り纏め

- 1) R/Dに記載の、各指標の具体化及び測定方法についてC/Pおよび関係者と協議し決定した上で、ベースライン調査を実施する。粗生産量、精米歩合に関してはPAPRIZ2から継続して指標として設定することが想定されているが、本プロジェクトにおいては収益性を加えることとしている。収益性に係る数値のとり方については、実情に合わせ売上高や市場規模等の代替を含める必要があると思われ、受注者においては、この検討に際する積極的な助言が期待される。

- 2) 以下項目について調査を行う。なお、マタム県におけるユニオン/GIEの灌漑スキームにかかる項目については、PAPRIZ2において2016年に調査が実施されているため、これを基に情報の更新を行う。

調査を踏まえた受益者の問題分析・改善策・開発目的の検討及び本プロジェクトのアクションプランを策定するとともに、対象スキームの選定に資するため、ベースライン調査の結果を取り纏める。なお、成果1および2の活動に含めて効率的に調査を行うこととする。③に関しては、対象地域に加え近隣の商業集積地であるサンルイ、都市部の流通業者、卸売業者、小売業者への聞き取りも実施し、よりバリューチェーンの川下のアクターからの情報収集を実施する。

- ① マタム県におけるユニオン/GIEの財務状況、施設維持管理、灌漑・水管理技術と営農知識、稲作技術、倉庫管理技術の知見等に係る現状確認



- ② ダガナ県、ポドール県におけるユニオン/GIE、および精米業者、トレーダー、卸売業者、小売業者等のコメバリューチェーン関係者の情報整理
- ③ 対象地域の流通にかかる各関係者（精米業者、トレーダー、卸売業者、小売業者等）の情報整理および課題、バリューチェーンの現状分析

### （3）成果1にかかる活動

マタム県においてパイロット地域を選定（3-4か所を想定）し、PAPRIZ2が推奨したコメ生産技術（種子生産、栽培カレンダー、稲栽培技術、灌漑・水管理、精米、農業機械、二期作システム等）を検証する。検証結果に基づき、PAPRIZ2対象地域であるダガナ県、ポドール県との、気候・地形および慣習等の違いの有無等に留意し、ガイドラインを更新する。農業機械等の資機材投入についてはその必要性和、他事業との連携可能性等を含む投入妥当性の検証を行い、提案することとする。

### （4）成果2に係る活動

（2）において収集・分析した情報を基に、コメバリューチェーンの関連組織間のコメの流れを分析する。また、PAPRIZ2マスタープランで提示されている収益向上を阻む要因<sup>4</sup>についても最新状況を踏まえて再検討し、コメバリューチェーン改善策を提案する。この検討に際しては、詳細計画策定フェーズにおいてバリューチェーン構築の効果的アプローチ事例に係る知識習得を目的とした本邦研修の実施を想定している。

### （5）成果3に係る活動

- 1) コメバリューチェーンタスクフォースの在り方に係る協議・検討を行う。稲作およびコメバリューチェーンに係る関係者間の連携については、領域・業種間で十分情報共有し協議できる場を持ち、稲作技術普及とコメバリューチェーンの改善を推進する目的で、関係機関からなるタスクフォースの設立を想定する。ただし、新規設立を前提とせず、既存の委員会等組織の役割、機能、メンバーを確認し、既存の組織に役割を追加する等その在り方については実効性を優先して柔軟に検討し、C/Pと協議の上決定する。
- 2) タスクフォースの活動計画を策定する。ダガナ県、ポドール県、マタム県における稲作技術普及と、ダガナ県、ポドール県におけるコメバリューチェーン促進戦略、コメ生産性向上に向けた年次活動計画の策定に対する支援およびモニタリングを含むことを想定しているが、1)で検討

---

<sup>4</sup> なお、PAPRIZ2のマスタープラン策定時には、バリューチェーンの最適化に向けた課題として、生産者から精米業者・トレーダーへの物流においては粳品質と精米業者の資金不足が課題として挙げられており、また精米業者から流通業者への物流においては情報共有が不十分であることが課題として分析されている。

した組織の建付けを踏まえ、活動計画を調整し必要に応じてバリューチェーン改善に有効なアクション案の追加についても C/P と協議して決定する。

- 3) 灌漑稲作を行う中西部アフリカ諸国の普及員を対象に CARD 広域研修を実施する。C/P および関係機関の役割、PAPRIZ2 で準備されたプログラム・教材、発注者による調整状況等を確認し、研修を実施するとともに、研修報告書を月次報告書の別添として発注者へ提出する。2022 年 8 月頃の開催とし、研修対象者は、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、トーゴ等から約 20 名、期間は 1 週間を想定している。なお、研修の全体調整、人選等の手続きは発注者が実施する。研修にかかる経費等（航空券、保険、日当・宿泊費・査証等）は受注者が支出することとし、定額計上すること。
- 4) 稲作技術普及においては、第 6 条（6）に記載のイノベティブなアプローチの導入可能性について、PAPRIZ2 で実施された実証事業の結果を基に、その効果と持続的な運用可能性について C/P の検討を支援する。また、実証実験の追加実施などについては、詳細計画策定フェーズにおいて発注者と協議を行い、特に現場での運用可能性が担保されることを条件に実施決定することを想定している。

#### 【本格活動実施フェーズ（第 2 期－第 3 期契約期間）】

##### （1）ワーク・プラン（第 2 期－第 3 期）の作成

詳細計画策定フェーズ（第 1 期）の活動結果、および発注者が実施する詳細計画策定調査結果を踏まえ、ワーク・プラン原案（第 2 期-第 3 期）（仏文）に取りまとめる。セネガル側関係者へ、ワーク・プラン原案を説明する。上記ミーティングを踏まえた上で原案の修正版を作成し、セネガル側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第 2 期-第 3 期）として取りまとめ、合意する。詳細計画策定フェーズと同様に、関係者から広くコメントを求め、業務実施の参考とする。

##### （2）年次の情報更新とエンドライン調査

- 1) 毎年の収穫後、指標にかかるベースライン調査と同じ質問票等を用いてデータを収集する。調査結果を踏まえ、必要に応じて活動の詳細内容を更新する。
- 2) ベースライン調査・年次で行う調査と同じ質問票等を用いてデータを収集するエンドライン調査を実施する。

##### （3）成果 1 にかかる活動

- 1) 詳細計画策定フェーズにおいて更新されたガイドラインについて、C/P、マタム県関係者と協議の上、パイロット地区外への普及計画を策定・実行する。協議にあたっては、マタム県における普及に際しての優先度に

についても検討・提案・助言を行い、必要に応じてマタム県における活動の見直しを行う。本プロジェクトにおいては灌漑施設建設や大規模な農業機材供与は予定していないが、必要に応じて栽培・営農技術の指導だけではなく、小型の農業機械の導入も検討する。

- 2) 普及計画の実践に向けて、マタム県の普及員を対象とした稲作技術研修を実施する。前年次に引き続き、対象地域における水管理状況、施設維持管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。ガイドラインおよび普及計画についても必要に応じ内容を修正する。

#### (4) 成果2に係る活動

- 1) 詳細計画策定フェーズにおいて提案したコメバリューチェーン改善策について C/P と実施計画および優先度付けについて協議を行うとともに、分析結果からコメバリューチェーン関係者間の情報共有の仕組みを検討・構築する。
- 2) 優先度の高いコメバリューチェーン改善策について、パイロット地域を定め検証を行う。検証結果を基に、バリューチェーン関係者間の収益構造改善に資する効率的な経済モデル（営農計画）を検討する。
- 3) 効率的な経済モデルの実践と普及に向けて、関係者の組織能力強化に向けた研修、ワークショップの計画策定と実施支援を行う。現時点では、関係者間で学び合うようなワークショップの開催が想定されるが、ボトルネックとなっている課題があればその解決に向けた方策について、プロジェクト活動の中で C/P と協議し提案することも可能。

#### (5) 成果3に係る活動

- 1) コメバリューチェーンタスクフォースで検討した活動計画に沿って、同タスクフォースを通じた各県における年次活動計画策定およびモニタリングの支援を行う。この際、バリューチェーン関係者間の情報共有を促進するための支援を行う他、他ドナー、JICA の他プロジェクトとの連携等についても、関係者の視野を広げるための助言を積極的に行う。
- 2) モニタリング結果に基づき、グッドプラクティスと教訓を取りまとめ、プロジェクト終了後のセネガル川流域におけるコメバリューチェーン開発にかかる実施計画の策定を支援する。
- 3) 灌漑稲作を行う中西部アフリカ諸国の普及員を対象に CARD 広域研修を引き続き実施する。詳細計画策定フェーズでの実施結果をレビューし、C/P および関係機関と協議し要すれば内容の調整・改善を行う。研修を実施後には研修報告書を月次報告書の別添として発注者へ提出する。なお、研修実施は各年の8月頃を想定しており、現時点では詳細計画策定フェーズと同様に、約20名を対象とし、期間は1週間を想定している。研修の全体調整、人選等の手続きは発注者が実施する。

## 【全期間通じての業務】

### (1) プロジェクト進捗のモニタリング及びレビューの実施

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6か月に1度の頻度でモニタリングシート（英文・仏文）をC/Pと共同で作成し、JICAセネガル事務所経由でJICA経済開発部に提出する。進捗状況を踏まえ、必要に応じてPDM改定案、及び活動計画修正案を提案する。

### (2) 合同調整委員会（Joint Coordination Committee）の開催

年に1回以上の頻度でJCCを開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、および目標の達成度等を確認する。

R/Dにて合意されたメンバー構成として、MAER、SAED、および各対象地域の代表機関、経済・計画・協力省（MEPC）、商業・インフォーマルセクター・消費・地域産業／中小企業振興省（MCSICPPLPME）、コメ専門委員会（CIRIZ）、セネガル農業研究所（ISRA）、LBA、プロジェクト専門家、JICAセネガル事務所、在セネガル日本大使館、その他関係者を含むこととしている。受注者はJCCの設立及び会合の開催を支援するとともに、メンバーとして同会合に参加する。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書

業務の各期において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、以下のうち、プロジェクト事業進捗報告書、及び、プロジェクト事業完了報告書とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	第1期契約締結後10営業日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第1期およびプロジェクト全体概要）	第1期業務開始から2か月以内	仏文：3部
	Monitoring Sheet Ver. 1	第1期開始から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 2	前Ver.提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	プロジェクト事業進捗報告書（第1期）	第1期契約履行期間の末日	和文：3部 仏文：3部
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：1部

	ワーク・プラン（第2期）	第2期業務開始から3か月以内	仏文：3部
	Monitoring Sheet Ver. 3	前Ver. 提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 4	前Ver. 提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 5	前Ver. 提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 6	前Ver. 提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	プロジェクト事業進捗報告書（第2期）	第2期契約履行期間の末日	和文：3部 仏文：3部
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	第3期契約締結後10日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第3年次）	業務開始から約1か月後	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 7	前Ver. 提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 8	前Ver. 提出から6か月後	英文・仏文：電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 9	前Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 10	前Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	プロジェクト事業完了報告書	第3期契約履行期間末日  なお、提出の3カ月前にドラフトを提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化する。	和文：3部 仏文：3部 CD-R：3枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

## （2）技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された全ての資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

- 1) 現地研修用教材
- 2) 本邦研修、第三国研修の研修用教材

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 詳細活動計画
- 3) 業務フローチャート

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年2月に開始し、2027年4月の終了を予定している。以下の通り3期に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

第1期：2022年2月～2023年5月（15か月）

第2期：2023年6月～2025年5月（24か月）

第3期：2025年6月～2027年4月（23か月）

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約95.00人月（現地：92.00人月、国内3.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／稲作開発（1号）
- ② コメバリューチェーン（3号）
- ③ 灌漑／水管理
- ④ 農業機械
- ⑤ 収穫後処理／マーケティング
- ⑥ 金融／物流
- ⑦ 普及活動／ICT 利活用
- ⑧ 研修計画

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- セネガル国セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト基本計画策定調査協議議事録（Minutes of Meetings）
- セネガル国セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト基本計画策定調査報告書（案）
- セネガル国セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト マスタープランファイナルレポート
- セネガル国セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト事業完了報告書（案）

#### 2) 公開資料

- セネガル国セネガル川流域灌漑稲作事業準備調査 準備調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12353777.pdf>

### (4) 対象国の便宜供与

#### 1) C/Pの配置

- 2) プロジェクトオフィススペース（水道・電気等含む）、プロジェクト実施サ

#### イトおよび設備

なお、業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとする）。

また、発注者によるプロジェクト車両（3台）の調達を予定しているが、そのための諸経費（運転手傭上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費）を本見積りに計上すること。なお、追加でレンタカー利用が必要な場合は、必要経費を本見積りに含めること。

### （5）その他留意事項

#### 1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。「JICA安全対策マニュアル（JICAセネガル事務所作成）」を遵守し、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）などにより最新の関連情報の入手に努めるとともに、JICAセネガル事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。特にダカールを離れ対象州にて活動を行うことを想定し、現地業務中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 2）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### 3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。